

道路周辺映像サービスの問題点

——住居画像の提供を中心として——

水野 正

- 1 はじめに
- 2 EU「データ保護指令」とスイス、オーストリア、ドイツの状況
 - (1) EU「データ保護指令」
 - (2) スイスにおけるストリートビューの状況
 - (3) オーストリアにおけるストリートビューの状況
 - (4) ドイツにおけるストリートビューの状況
 - (5) ドイツにおける個人情報の保護
- 3 プライバシー権
 - (1) アメリカ合衆国におけるプライバシー権論

- (i) アメリカ合衆国におけるプライバシー権の概観
- (ii) 公共空間からの私的空間の侵害
- (2) 我が国のプライバシー権論
- (i) 私法上のプライバシー権
- (ii) 情報コントロール権説
- (iii) 情報化社会のプライバシー権
- (3) 公共空間からの私有空間の侵害（住居（建物）への侵害を中心として）
- (i) 住居情報に関するわが国の判例
- (ii) 情報収集の相当性と公表方法の相当性
- 4 個人情報保護法と道路周辺映像サービス
- 5 おわりに

1 はじめに

わが国において二〇〇八年にサービスが開始されたグーグルストリートビューの画像には、何故ここまで接近して自宅や敷地内が撮影され、インターネットを通して世界中にさらされなければならないのかという不快感がある。⁽¹⁾ サービス開始時と比べ、今日では画像は鮮明なものに置き換えられ、不快感、不安感が増大していると思われる。写真は、過去の一瞬を切り取ったものに過ぎないとしても、人のばあい対象物は一時的に認識、記憶され得るだけであるが、写真は撮影されることにより、情報を記録し、第三者が客観的に認識できる状況を半永続的に作出する点で、人の記憶情報とは質を異にするのである。⁽²⁾ また、一瞬の記録であるが故に、記録された情報に対しては真実、虚実の

評価が生まれることになる。そのような情報を新聞等の既存のメディアとは異なるインターネットを通して巨大企業により地図情報のごとく第三者に提供されるのである。インターネットがこれまでのメディアと違うことは、著作権法上に「自動公衆送信」(二三条)が創設されたことから明らかである。ストリートビューに関して、日本弁護士連合会は、「多数の人物・家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システムに関する意見書」の中で、「多数の人物・家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システムについて、同意なく撮影した、網羅的・大量の人物を特定できるものとして公表する行為は、対象となる多数の市民のプライバシー制約を上回る公的利益が認められない場合には違法である⁽³⁾」としている。総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」「第一次提言(案)」は、多くの自治体でも住民の不安を反映した意見書が採択されていることを指摘している⁽⁴⁾。さらに、ストリートビューを利用した犯罪も報道されている⁽⁵⁾。

これに対し、ストリートビューについてのグーグルの考え方は、「個人情報取得するものではなく」、「このサービスについては個人情報保護法の適用はない」とするものと推論されている⁽⁶⁾。また、グーグルはアメリカ合衆国において公道をパブリックな空間と捉え、ストリートビューの写真は公道から撮影したものであるから問題ないとしている⁽⁷⁾。さらに、顔が認識できる自宅に居る様子を撮影された画像がストリートビューに公開されているのはプライバシーの侵害であるとして、アメリカ合衆国でグーグルを訴えた「BORING VS. GOOGLE INC」事件⁽⁸⁾において、グーグルは、「衛星技術の進歩を受けて、現代では砂漠の真ん中にいたとしても完全なプライバシーなどは存在しない」と述べ、「現代社会にプライバシーなどは存在しない」と反論したとされる⁽⁹⁾。

はたして、このようなグーグルのプライバシー方針は正当、合法なのであろうか。そこで、本稿では「道路周辺画

像サービス」で提供されているが、問題点が少ないと思われるがちな「個人の住居情報」に焦点を絞り、プライバシー、プライバシーとして保護される個人情報と、その個人情報の収集・管理に関する個人情報保護法との関係から画像提供の是非について検討することにした。

そこで、まず、プライバシー情報の自己決定権を規定するEUの「データ保護指令」と、「データ保護指令」に従い整備された各国の個人情報保護法により、ストリートビューとの関係でどのようにプライバシーが守られているかを、スイス（EU非加盟国）、オーストリア、ドイツを例として示し、ドイツにおける個人情報に関する自己決定権を考察することにする。次に、プライバシー権について考察し、情報化時代にふさわしいプライバシー権を検討することにする。さらに、グーグルのわが国の個人情報保護法違反について検討する。これらの考察を通して、ストリートビューによるプライバシー侵害を明らかにし、その解決策を探ることにした。

2 EU「データ保護指令」とスイス、オーストリア、ドイツの状況

(1) EU「データ保護指令」

EU諸国のプライバシーの保護に関し、一九九五年一〇月に欧州議会および欧州理事会は、「個人データ処理に係る個人の保護及びその自由な移動に関する欧州議会及び理事会指令」^⑩を採択した。これにより、加盟国は、各国の個人情報の保護に関する法をこの「データ保護指令」に沿うよう整備することとなった。なお、「指令」は、達成すべき効果についてのみ加盟国を拘束するが、達成の為の方法については加盟国に委ねられるため、^⑫各国で整備された法が全く同一条文というわけではない。

「データ保護指令」は以下のような点を規定する。同指令は、人データ処理に関する自然人の基本的権利と自由、特にプライバシーの権利を保護することを目的として掲げる（二条一項）。同指令は、個人データとは、識別され又は識別され得る自然人に関する全てのデータを意味するとし（二条a）、個人データ処理とは、個人データに関して行われる操作をいい、コンピュータで処理されるか、手作業で処理されるかを問わず、操作とは、収集、記録、蓄積、修正、変更、利用、移転、開示、消去等の行為を意味するとしている（二条b）。

さらに、六条において、個人データの内容に関して、公正かつ適法な処理（六条a）、収集目的の特定性・明確性・適法性（六条b）、適切性、関連性、過度でないこと（六条c）、データの正確性・最新性（六条d）、目的に照らして必要な期間内のみ保存すること（六条e）、という個人データが満たすべき要件を規定する。

七条は、個人データは、七条bないしfの場合を除き、データ主体の明確な同意がある場合にのみ処理が可能であるとし、一〇条でデータ主体から直接データを収集する処理の場合には、管理者の名や住所などの身元を示す情報、処理の目的、データを取得する者、情報の提供が義務的か否か、アクセス権・修正権の存在等を告知しなければならないとしている。さらに、一条は、データ主体からデータが直接収集されなかった場合でも、個人データの記録時、又は第三者に開示されるときまでに、管理者の身元や処理の目的等の情報をデータ主体に提供しなければならないと規定する。また、人種、民族、政治的見解、宗教、思想、信条、労働組合への加盟に関する情報、もしくは健康又は性生活に関するいわゆるセンシティブ情報の処理は原則として禁止される（八条一項）。

データの主体に与えられる権利として、アクセス権（二二条）、異議申立権（二四条）、すべての者に与えられる権利として、自動処理された個人決定に従わない権利（二五条）が規定されている。

本指令は、加盟国が本指令に従って採択した規則の各加盟国領域内での、適用の監視の為の公的な独立監督機関を設けることを要請している（二八条二項）。監督機関は、処理作業の目的物となるデータにアクセスする権限、監視職務の遂行のために必要な全ての情報を収集する権限のような調査権、国内規則への違反があった場合に、訴訟を起こし、又はこのような違反を司法当局に通知する権限が与えられる（二八条三項）。

以上のような諸規定に基づいて、加盟国は、国内法の整備を行うことになったのである。

(2) スイスにおけるストリートビューの状況¹³

スイス（EU非加盟国）では、二〇〇九年三月にグーグルによる市街の撮影が開始され、二〇〇九年八月一八日からストリートビューで画像の提供が開始された。公開された画像には人の顔や車のナンバーのぼかし処理が不十分なものが多く含まれていたため、「連邦情報保護と公開に関する委員会（EDÖB）¹⁴」とグーグルとの間でそれら画像の公開に関して協議が行われたが、グーグルは、委員会が求めたプライバシーを侵害しない為の全ての改善策を、二〇〇九年一月一日に文書で拒否した。委員会は、グーグルに対し、二〇〇九年一月一日に改善策を勧告するとともに、勧告内容の履行を求める訴えを連邦行政裁判所に提起し、判決が下されるまで、撮影されたスイス国内に関する画像の公開とスイス国内での今後の撮影を禁止する仮処分を申請した。仮処分は、グーグルが、訴訟継続期間中は委員会の勧告内容に基づく撮影条件を守ることと、画像処理条件に従うことを認めた為、取り下げられた。委員会の勧告内容は以下のようなものであった。

- ① 顔と車のナンバーが十分にぼかし処理された画像だけが公開されることの保障。
- ② 機微な領域、特に女性保護施設、老人ホーム、刑務所、学校、社会事務所、後見人事務所、裁判所と病院にい

る人のぼかし処理の保障。

③ 私的領域（柵で囲われた中庭、庭等）が画像記録装置に撮影記録されないこと、私的領域の既に撮影された人の画像はストリートビューサービスから削除されることの保障。

④ 私道から同意なく撮影された画像のストリートビューからの削除の保障。

⑤ 少なくとも一週間前に、どの市町村が撮影されるかを告知すること。

⑥ 撮影画像のネットへの公開の一週間前に、どの市町村が公開されるのか告知すること。

スイス連邦行政裁判所は、二〇一一年三月三〇日判決で、④を権利請求権者（訴えの利益）との関係で棄却し、他の勧告内容については、委員会の請求通り認めたのである。

そこで、グーグルは、公法上の権利に関する重要な問題であるとして二〇一一年五月一九日に連邦裁判所（最高裁判所）に上訴した。連邦裁判所は、グーグルの訴えを一部認め、本判決により示された義務を超える義務を課しているという点で、①から③までの勧告内容は破棄されるとし、その他の点に関してはグーグルの上訴を棄却する判決を二〇一二年五月三一日に下した。

スイス連邦裁判所の判決を要約すると以下の様になる。¹⁵

グーグルとグーグルスイスが以下の基準を満たすならば、スイスではグーグルによる自動ぼかし処理の未処理部分は、わずかな誤差率（一％）となりうる。

1 全ての利用可能な技術的方法で完全なぼかし処理を目指すことと自動的ぼかし処理を常にその技術的水準に適合させることは、グーグル（グーグルとグーグルスイス）の義務である。

2 とりわけ女性避難施設、老人ホーム、刑務所、学校、裁判所、病院という機微な施設についてのストリートビューによる画像の公開の際に、顔と同時に、肌の色、服装、身体傷害の補助具などの個別化しうる特徴をものではや突き止めえないようにするために、インターネットにアップロードする前に個人に関し実施するぼかし処理を完全に保証しなければならない。

3 グーグルは、ストリートビューで画像の公開の際に、私的領域（柵などで囲った中庭、庭等）に配慮することを保障すること。二メートルを超えるカメラの高さから撮影された、そして通常の歩行者の一瞥から遮られた私的領域の画像はストリートビューで公開されてはならない。該当者の承諾がない限り、より高いカメラ位置から撮影されたすでに公開されている私的領域の画像は、ストリートビューから削除されなければならない。権利者が、個々の事例において前もって異議の申し立ての権利を行使せず、個人的領域の侵害の即時の除去を要求しない限り、削除に関しグーグルは最長三年の猶予期間を利用できる。

個人領域の侵害を可能なかぎり完全に防止するために、侵害の疑いがある場合にぼかし処理を行うことにより、公的領域における個人的領域の区別の困難さは顧慮され得る。

4 グーグルは、権利者のぼかし処理の訴えに向けて、引き続きストリートビューのぼかし処理ソフトが自動的に実行しなかった部分の手作業による十分なぼかし処理に取り組み、ふさわしい方式でぼかし処理の訴えの可能性を広告する。広告には、ストリートビューの利用者に、ストリートビューで許可できない内容の十分なぼかし処理の訴えのきつかけとなる、十分に確実なリンク―「ぼかし処理の請求」というような明確な指示のある―を提供することが本質的に含まれる。グーグルは、ぼかし処理に対する利益が証明される必要なしに、権限のあるぼかし処理の請求を

直ちにそして利用者に対し無料でばかし処理済みの画像と置き換えねばならない。訴えを文書でなす者に対し、グーグルは訴えの為にスイス内の郵便受領の住所を届けなければならない。この訴えの可能性は定期的期間（少なくとも三年ごと）に広く広告され、地域の情報手段、とりわけ報道機関で公に広告されなければならない。新たな撮影が行われる、新たな撮影物がストリートビューにアップロードされるのであれば、同じく報道機関に広告し、明示的に異議の訴の可能性の注意を喚起しなければならない。

EU諸国間とのデータの移動とデータの保護の為に、EUの「データ保護指令」に合致するよう整備されたスイスデータ保護法に基づくスイス連邦裁判所のこの判決は、ヨーロッパにおける路上画像の組織的な撮影とその撮影画像のインターネット上での提供に関する最初の上級裁判所の判断であり、EU加盟国の情報保護法の解釈に影響を与えるものと評価されている。⁽¹⁶⁾ この判決により、ばかし処理は原則として自動処理で足りることが認められたため、現在、グーグルはこの判決に沿ってストリートビューサービスを提供している。しかし、委員会の勧告は個人の建物に関するばかし処理について触れておらず、争点となっていないためスイス連邦裁判所の判断は示されていないのである。

(3) オーストリアにおけるストリートビューの状況⁽¹⁷⁾

オーストリアでは、二〇一〇年初めに、グーグルが画像撮影の際にWi-Fiラン（Wi-Fi-LAN）のデータを取得し、同時にE-Mailのデータを記録したことが発覚し、オーストリア「データ保護委員会（DSK）」⁽¹⁸⁾は「データ保護法二〇〇〇」二〇条二項、秘密保持の権利の保護義務に反する危険により、全てのストリートビューサービスを禁止した。グーグルが今後画像撮影の際にWi-Fiランのデータを取得しないこと、ストリートビューによる画像公開を広

告すること、インターネットへの公開前の段階で顔と車のナンバーのぼかし処理を実施すると表明したことにより、二〇一〇年一月三〇日にデータ保護委員会による処分は解除された。ついで、データ保護委員会は、二〇一一年四月二一日に以下の追加措置を勧告した。¹⁹⁾

① 特に機微な領域の人に関する画像は、いかなる場合でも、顔ばかりでなく人の全体像をぼかし処理すること。特に、教会、祈祷の建物、女性保護施設、刑務所の出入口は機微な領域の一部と見なされる。

② 私的な、とりわけ柵で囲われた個人の庭、中庭のような歩行者から目隠しされている不動産の撮影画像はインターネットへの公開前にぼかし処理されること。

③ 「データ保護法二〇〇〇」二八条二項により、被写体となる者にデータの取得の時点から異議申し立ての権利が当然に与えられること。建物に関する公開に対し、画像データの公開前に、当該建物に関する当事者に異議の申し立ての権利が行使できるよう、簡単に異議申し立ての権利を主張する為の相応の手段を自由に利用できるようにすること。既に公開されている画像を含め、異議申し立ての権利の存在と異議申し立ての権利行使の方法をグーグルのウェブサイトに表示すること。

さらに、①と②は、インターネット上へのデータの公開前に終了していなければならず、異議申し立ての方法並びに③による権利行使に関する情報は、少なくとも画像データのインターネット上への公開の一二週間前に広告されなければならない。

グーグルは、これらの条件の下で、ストリートビューの提供が再び開始できるようになった。しかし、二〇一四年七月、グーグル広報担当者は、既にオーストリア全土にわたる画像撮影を終了しているが、これらデータはグーグル

ストリートビュー画像として提供されないことを明らかにした。⁽²⁰⁾ 理由は二〇一四年四月二日の勧告の条件が厳しく達成できないからであるとされる。つまり、オーストリアデータ保護委員会の勧告内容では、公開前の段階で人の全体像や建物のぼかし処理が行われなければならない。しかし、これらの処理はスイス連邦裁判所が十分とした自動ぼかし処理だけでは不可能であり、これらは人手により処理されなければならない多大な経費がかかるからである。これにより、オーストリアはヨーロッパ諸国の中で唯一、自国のグーグルストリートビュー画像が提供されない国となっている。

(4) ドイツにおけるストリートビューの状況

(i) ドイツでは、二〇一〇年一月二日に、初めてドイツの街並みが公開された。グーグルは、撮影される都市を公開し二〇〇八年七月からドイツの街並みの撮影を開始した。ドイツ個人情報保護法制度において、民間部門に関する法の適用については各州の監督官庁がその役割を担うが、ディッユセルドルファー会同 (Düsseldorfer Kreis) と呼ばれる各州の最上級監督庁の集まりがある。ストリートビューの問題に関しては、グーグルの届け出⁽²¹⁾により、このディッユセルドルファー会同とハンブルク監督官とグーグルとの間で、グーグルストリートビューによる画像公開の際の個人情報の保護に関する協議が行われ、グーグルは、二〇〇九年四月にディッユセルドルファー会同と、二〇〇九年七月「ハンブルク情報保護と公開に関する保護機関」との間で、グーグルストリートビューによる画像公開に関する一三項目の合意書を交わした。⁽²²⁾

二〇一〇年八月一〇日、グーグルは、二〇一〇年中にドイツの二〇都市の画像が公開される予定であると公表し、合意書に基づく異議申し立て方法をインターネットで配信するとした。これらの情報は、雑誌、新聞紙、地方紙に全

面広告という形で公表された。これに対し、情報監督官、連邦情報保護官、政治家、法律家などから批判がなされた。⁽²³⁾ 異議申し立て期間が夏休み期間中の四週間であるとか、電話での異議申し立ての問い合わせができないなど問題があったからである。結局、八月一七日に開始された事前の異議申し立ては四週間延長された。さらに、不動産所有者の利益を代表する「家屋と土地」連盟は、撮影カメラの高さを批判し、刑事関係公務員同盟は、犯罪者が下見の道具として利用できると批判した。⁽²⁴⁾

二〇一〇年一〇月二一日付けのハンブルク情報保護監督官（機関）のプレスリリース⁽²⁵⁾によれば、二〇都市の三パーセントの世帯が異議を申立てている。その数値をドイツ全土（四〇〇〇万世帯）に当てはめると四分の一弱（八五〇万世帯）に該当することになる。また、二〇都市の異議の数は二四五〇〇〇件に及んだとされる。そして、二〇一一年四月一日のハンブルク情報保護監督官（機関）のプレスリリース⁽²⁶⁾によれば、この異議の件数により、グーグルはドイツにおいて現在提供している二〇都市以外の都市のストリートビューデータの提供を行わないことを表明したとされる。さらに同リリースの中で、「オプトアウト」という方式による異議申し立て方法が正しかったとしている。グーグルは、オーストリアの場合と同じく、建物についてドイツにおいても自動ぼかし処理ができないことによる経費の問題が生じ、計画の変更・中止をせざるを得なくなったと思われる。

(5) ドイツにおける個人情報保護

ドイツにおいて、グーグルストリートビューの画像に関する異議申し立ては、「情報に対する自己決定権（Das Recht auf informationelle Selbstbestimmung）」⁽²⁷⁾に基づく説明されている。「情報に対する自己決定権」とプライバシー権は、ドイツ基本法一条および二条から導き出されると解されている。⁽²⁸⁾ つまり、ドイツ基本法二条一項は、ドイツ基

本法において個別的に認められている自由権ばかりではなく、人格の不可侵性を広範囲に保障するものであり、この点では、国家による人権侵害のからの保護に貢献するが、個人によるプライバシーの不可侵性の侵害に対する国家による保護にも貢献する。この「間接的第三者効力 (mittelbare Drittwirkung)」は実務上とりわけ大きな意味があると解されている。⁽²⁹⁾

普遍的な行動の自由である人格の発展の「能動的」要素から、連邦憲法裁判所は個人のプライバシーと社会的妥当性の要求権の尊重に関する権利を引き出す。この権利は民法の判例にならって「一般的人格権」として示され、⁽³⁰⁾ 一条一項と関連して二条一項から導き出されている。基本権の価値体系は、社会的共同体の内部で発展する個人の人格とそれを尊重することの中に意義があるとされ、人格は基本法一条一項と二条一項に従って尊重と保護が全ての国家権力に対して当然認められるべきものである。人が一人であることを、自らの責任で決定することができることを、様々な干渉により邪魔をされないことを望む、人の「プライベートな領域」は特にこの保護を要求することが許される領域である。そして、「一般的人格権の責務は、きわめて私的な生活領域と、伝統的な具体的自由の保障により限定されて理解され得るのではない生活領域の基本的諸条件 (事項) の維持の保障である」と解されている。⁽³¹⁾

情報に関する自己決定の権利は、連邦憲法裁判所により一条一項に関連して、二条一項から、国勢調査に関する裁判⁽³²⁾の中で、自動的なデータ処理の危険の議論を通して引き出された。人格の自由な発展は、現在の電子的データ処理の諸条件の下で、個人情報⁽³³⁾の無制限な調査、保存、利用、転用に対する個人の保護を必要とする。ドイツ基本法は、その限りにおいて、基本的に自ら自身の個人的情報の放棄と利用に関して決定することの個人の権限を保障する。保障の必要性の根拠と理由は、もっぱら電子的データ処理の可能性の中にだけ存在するのではない。それどころか、情

報に関する自己決定の権利は、一般的に国家の調査と個人に関する情報の処理の前段階を保護するのである。連邦憲法裁判所は、この権利―プライバシーの保護、反論の権利、あるいは自己負罪の権利―を一般的人格権の特別に明確な形として生み出し、この権利の具体化の流れの中で、「何時、個人的な生活状況がいかなる範囲の中で明らかにされるかを、基本的に自ら決定することという、自己決定の觀念から結果として生じる個人の権限」としてまったく普遍的に明示している⁽³³⁾。

ここから、今日、情報の自己決定権を、情報侵害のあらゆる種類に、原則的に基本権の制約の確認の為に一元的な原理が用いられるという結論をともなった、人格、とりわけ個人のプライバシーに関する人格権保護に関する情報に、関係する人格保護の全ての観点の統合として理解することができ⁽³⁴⁾る。連邦憲法裁判所は、情報の自己決定の権利に、個別的価値を越えた公共の利益の関係を認める。つまり、いかなる情報がどのような立場から収集され、利用され、引き渡されるかについて不確定であるならば、個人の自己決定の重大な侵害に関して、とりわけコミュニケーションにおけるとまどいに関して、あるいは行為の順応に関して、これから先も、基本権の行使の放棄の結果をもたらすであろう。しかし、個人の自己決定は、「正当な、自由な 民主的な公共団体の市民の行為能力と寄与能力の根本的な活動条件なのである」と解⁽³⁵⁾されている。

連邦裁判所のこの自己情報決定権の考え方は、一九九〇年改正の連邦データ保護法に取り入れられているといわれている⁽³⁶⁾。

ドイツにおいては、このように、連邦データ保護法三条一項の「特定の、特定可能な人の一身的で具体的な状況に関する情報」である個人情報としての不動産の画像を開示するか否かを、自己情報決定権により決定できることにな

るのである。

3 プライバシー権

(1) アメリカ合衆国におけるプライバシー権論

(i) アメリカ合衆国におけるプライバシー権論の概観

アメリカ合衆国憲法にはプライバシーに関する権利が具体的に規定されているわけではない。多くの文献によれば、プライバシー権については、一八九〇年にウォーレンとブランドイスが発表し、「ハーバード・ロー・レビュー」に掲載された論文「プライバシーの権利」⁽³⁷⁾で、プライバシーの権利（二人で放っておいてもらう権利）が不法行為上の問題として論じられたとされる。この論文により、プライバシー権が不法行為上の権利として認識される素地が整ったとされる。⁽³⁸⁾一九六〇年にカリフォルニア・ロー・レビューにプロッサーが論文「プライバシー」を公表した。この論文は、これまでのプライバシーの権利に関する判例を精査し、プライバシーの侵害行為の態様を整理しようと試みられたものであった。プロッサーは、不法行為としてのプライバシー権について、四類型に分類した。⁽³⁹⁾このプロッサーの分類は、「不法行為上のプライバシーの権利の確固たる地位を築いた理論として評価される」が、「プライバシーの権利という一つの法的権利を承認する」というものではなかったとされる。⁽⁴⁰⁾

新保史生は、アメリカにおける六〇年代以降の憲法上のプライバシー権に関する議論の中では、「自律権としてのプライバシーの権利」と「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」とは、それぞれ別個に発展してきたと解することができる⁽⁴¹⁾と説明する。そして、「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」については、捜査機関

の盗聴問題を中心として、電話盗聴が修正第四条の保護を受けられないとする「オルムステッド⁽⁴²⁾・ゴールドマン⁽⁴³⁾法理」(Olmstead-Goldman doctrine)が、一九六七年のカッツ事件判決⁽⁴⁴⁾により破棄される経過で説明される。カッツ事件判決では、「修正四条は人を保護する規定であり、場所を保護する規定ではない」⁽⁴⁵⁾と修正第四条の適用を認めるのであると説く。⁽⁴⁶⁾

これに対し、山本龍彦は、一九六〇年代にアメリカでは、プライバシー権の主たる関心が個人に関する情報のコントロールへと移行し始めた⁽⁴⁷⁾と捉え、日本における「情報コントロール権」説との関係を含めて、情報コントロールとプライバシーの関係の説明される。⁽⁴⁷⁾山本によれば、リウエスティンとフリードが、著書「プライバシーと自由」で、プライバシーを「自己に関する情報を、いつ、どのように、どの範囲で他者に伝達するかを自ら決定するという個人集団または組織の要求」と定義し、フリードが、論文「プライバシー」⁽⁴⁸⁾で、プライバシーを、「秘密性や、他者が自己について知ることの制限」⁽⁴⁹⁾と捉えるだけでは不十分で、これを「自己に関する情報のコントロール」⁽⁵⁰⁾と定義したという流れを、「ウェットな情報コントロール権」と呼んで説明する。⁽⁵¹⁾さらに、一九九〇年代後半になると、高度デジタル社会への対応から、議論の重点が「事後的で個別具体的な(不法)行為 (specific wrongs)ではなく、情報システムや、データベースの構造ないしアーキテクチャそれ自体に置く「構造論的転回 (structural turn)」⁽⁵²⁾」が起こった。プライバシー権論の重点は、「システム構築を前提として、その構造やアーキテクチャをどのように設計すべきか(濫用等の危険を防ぐ強いアーキテクチャとは如何なるものか)」という問題へと移ってきている」とする見解を情報プライバシー学派(ドライな自己情報コントロール権)と説明する。⁽⁵²⁾この学派によれば、「プライバシー権はシステム構築を目的とした(又はシステム構築に供されることが予見される)個人情報収集・保存によって「侵害」⁽⁵³⁾されうる」ものとして

いる。また、一九九〇年前後からの多くの文献を挙げ、プライバシー権が「社会公共的価値、公共的価値として強調されるようになってきている」ことを指摘されている。⁽⁵⁴⁾

(ii) 公共空間からの私的空間の侵害

公共空間におけるプライバシー権（グーグルのストリートビューに関する主張の根拠と思われる）について、ローレンス・レッシングは、アメリカの伝統的な理論（アメリカ合衆国憲法修正第四条から導き出されるプライバシー権理論）によれば、人は「公共の場にでること、その人は自分について他人が知ることを隠したりコントロールしたりする権利をすべて放棄したことになる。その人が自分自身について送信する事実は「空気のように自由に一般の利用に供されている」⁽⁵⁵⁾。法は公共的な状況で集められたデータについては、一切法的な保護を提供しない」のであると指摘する。さらにレッシングは、公共の場にいるときの各種事実は、憲法起草者たちによる明確な価値判断に基づいて守られていたのではなく「法的には保護されていなくても、そうした事実を集めたり利用したりするコストの高さによって実質的に守られて」いたのであると説く。しかし、デジタル技術は、データの収集と検索を極めて簡単に行えるようにし、「もともと監視を目的としない技術や、限られた監視しか考えていなかった技術が、いまや堂々たる監視技術になっている。こうした技術の総和は、驚くほどの検索可能なデータを作り出す。そして、もともと重要な点として、これらの技術が成熟するにつれて、通常社会に住む一般人がこの監視から逃れる方法は基本的になくなる。⁽⁵⁶⁾このような状況においては、無差別な検索がまったく邪魔にならなくても、検索されていることに気がつかなかったとしても、そもそも検索しようとする事自体が「人の尊厳に対する攻撃だ」⁽⁵⁷⁾と説くのである。つまり、プライバシー権の本質は「人の尊厳」であるとするものと思われる。そして、レッシングは、サイバー空間におけるプライバシーに対する脅威

は、政府（をはじめとする組織）が公共の場で人の活動をスパイする「デジタル捜査」と、民間（をはじめとする）組織による、増大したデータの商業目的の利用、情報源からの搾取等であると指摘する。⁵⁸

レッシングが指摘する公共空間のプライバシーに関する伝統的な理論は、まさにグーグルが無修正の道路周辺映像（画像）をストリートビューで公開することの正当性を主張する根拠であったと思われる。スイス連邦裁判所の判決（本稿2(2)参照）や各国のデータ保護委員会等のストリートビューに対する画像処理の指示（勧告）からも、後述のようにわが国の学説・判例においても公共空間におけるプライバシー権の存在が肯定されることからしても、このアメリカの理論がグローバルスタンダードではないことは明らかである。結果として、グーグルは各国の道路周辺情報を撮影することにより、無差別な検索が可能な膨大なデータを作り出したのである。レッシングは、個々のデータも集積され、検索、検索しようとすることはプライバシーの侵害となると解するのであるから、伝統的な公共空間のプライバシー理論を肯定しているのではなく、レッシングの見解によればグーグルの撮影・集積・開示行為はプライバシーの侵害ということになる。

(3) 我が国のプライバシー権論

(i) 私法上のプライバシー権

わが国では、いわゆる「宴のあと」事件を契機として私法上のプライバシー権が広くみとめられるようになる。東京地方裁判所は、本事件判決（昭和三十九年九月二八日判タ一六五頁）でプライバシー権について定義し、また、その権利侵害の成立要件も提示した。

判決は、「二人で放っておいてもらう権利」と捉えるウォーレンとブランドイスの古典的な考え方⁵⁹の延長にあるといえるプライバシー権として、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と定義した。その権利侵害の成立要件については、

① 「私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること」
② 「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること」

③ 「一般人の人々に未だ知られていないことがらであること」

④ 「このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと」
を挙げている。

(ii) 「情報プライバシー権」説（通説）

1. 一九六〇年代になり、主にアメリカで「情報コントロール権説」が現れ、わが国でもこのような見解が主張されるようになる。佐藤幸治は、プライバシーの権利を、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利」と定義する。そして、この意味での権利は、「幸福追求権」の一部を構成するにふさわしいとする。このような理解は、「情報プライバシー権」説と呼ばれると説明する⁵⁹。そして、プライバシーは、「公権力がその人の意思に反して接触を強要し、その人の道徳的自律の存在にかかわる情報（仮にこれを「プライバシー固有情報」と呼ぶ）を取得し、あるいは

利用ないし対外的に開示することが原則的に禁止される」領域のものと、公権力が、個人の道徳的自律の存在に直接かかわらない外的事項に関する個別的情報（仮にこれを「プライバシー外延情報」と呼ぶ）を、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても、直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえない」が、外延情報も、悪用されまたは集積されるとき、個人の道徳的自律の存在に影響を及ぼすものとして、プライバシーの権利の侵害の問題が生ずる」とする⁶⁰。つまりプライバシーには「固有情報」と「外延情報」という二つの領域があり、その保護に違いがあるとする。

情報プライバシー権説は、プライバシーに係る情報を、固有情報と外延情報に区別している。（公共空間であつても）警察官が正当な理由なく容貌の撮影をすることは⁶¹、固有情報としての情報プライバシー権の問題であるが、外延情報の場合は、情報が悪用されまたは集積されるときプライバシーの侵害の問題が生ずるが、「正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても、直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえない」としている⁶³。これは、固有情報と外延情報を区別することにより、保護の程度に差異を設け、自己の存在にかかわる情報プライバシーの肥大化を防ごうとしたものと思われる。しかし、いわゆる「データ・バンク社会」においては、「外延情報も個人の知らないままに集積され、オンラインで結ばれたりして様々な利用対象とされるとき、個人の道徳的自立の存在を脅かす可能性が生じ」るので、「広く「個人情報」をプライバシーの権利に関わるものとして保護のあり方を考える必要があり」、⁶⁴「プライバシーの権利保護の観点から個人情報を取り扱い方につきルール化を図る必要がある」とするに至っている。そのルールの一つとして、個人情報保護法（平成一五年施行）を挙げている⁶⁵。他方、情報プライバシー権説のいう「プライバシー固有情報」⁶⁶は、いわゆるセンシティブ情報であるとされるが、例えば「指紋」は固

有情報に含まれるのであろう。⁽⁶⁷⁾ 今日、バイオメトリクス認証技術⁽⁶⁸⁾の発達により、人の様々な身体情報を利用して個人を識別できるようになったが、例えば、「容貌等の写真」(例えば卒業アルバムの写真)をバイオメトリクス認証の識別情報に利用する場合、この写真は固有情報となるのであろうか。固有情報(厳格審査による)⁽⁶⁹⁾と外延情報(比較衡量による)により保護に違いがあるとすれば、明確に区別できなければ十分な保護はできないことになる。この区別はいわゆる「自己情報プライバシー」のインフレ化を防ぐための峻別機能であるが、情報化社会におけるプライバシーの保護の為には、柔軟性に欠けるものと思われ、急速に技術進化する情報化社会に対応しえないと思われる。

2. 情報プライバシー権説によれば、外延情報がプライバシーの権利として保障される範囲・程度は、文脈依存的に判断されると解している。しかしこの点について、ローレンス・レッシグは、憲法の規定に隠されていたあいまいさの検討を通して以下のように批判している。まずレッシグは次のような問題を提起する。閲覧許可がなければ保有することが違法なファイルを発見する為にFBIがワームを作成する。そのワームはあらゆるコンピュータに侵入し、侵入したコンピュータの処理を全く妨害することなく問題のファイルを検索し、発見した場合にのみFBIに連絡し、ない場合は自分自身を消去する。このワームによる捜査は、合衆国憲法修正第四条に反する汎用捜査となるのか、明らかな容疑がなくても憲法上容認されている空港の麻薬捜査犬による捜査と同じなのかという問題である。⁽⁷⁰⁾

レッシグは、これは合衆国憲法修正第四条が何を守るかという考え方次第であるとし、「一つの見方としては、修正第四条は、容疑なしに政府が侵入してくるのを防ぐ。その侵入が、邪魔だろうとそうでなかろうと関係ない。二番目の見方としては、修正第四条は負担になる侵入から市民を守るもので、罪状が明らかになるという十分な容疑のある者だけにその負担がかかるようにしている、というもの。憲法の枠組みを決めた人々は、このとてもちがった保護

のあり方を区別しない。当時の技術ではそうした区別は存在しなかったからだ」と説明する。⁽⁷¹⁾そして、「憲法の保護についての公平な見方には、二種類の方向性があり得る。ワームの侵入は、憲法修正第四条が守ろうとした尊厳に反するという見方をしてもいいし、あるいはワームの侵入は妨害性がないので十分合理的だという見方もできる。答えはどちらでもいい、ということは、このワームがもたらす変化は、もとの憲法の規定に隠されていたあいまいさを暴露した、ということだ。もとの文脈では、規定ははっきりしていた（汎用捜査はダメ）が、現在の文脈では、憲法がどの価値観を守ろうとしていたかによって、規定が変わってくる。問題はいまや（少なくとも）二つのちがった答えの間であいまいになっている。いずれの答えも価値観次第では可能なので、どっちかをわれわれが選ばなくてはならない」と説く。このようにレッシングは、プライバシーの範疇を決めるにあたり、文脈依存では結論を導きえない場合があることを指摘しているのである。つまり、「文脈依存的な判断」では、プライバシーとして保護される範囲を明確に区別できないと思われる。

3. 高橋寛は、情報コントロール権に立ちつつ、住宅画像が無断でインターネット経由で世界に公開されることについては、「住人の心の静穏を乱している」と捉え、平穏のプライバシーの侵害であるとする。そして、「現代社会において、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されない利益、いわば心の静穏の利益もまた、不法行為法上の被侵害利益となりうるものと認めてよい」とし、⁽⁷³⁾同様に最高裁は、「個人が他者から自己の欲しない刺戟によって心の静穏を乱されない利益を有しており、これを広い意味でのプライバシーと呼ぶことができる」としている⁽⁷⁴⁾と説く。⁽⁷⁵⁾これは、共に伊藤正巳裁判官の見解である。

伊藤裁判官は、最高裁昭和六三年二月二〇日判決（商業宣伝放送差止等請求事件）の補足意見として以下のように

説明している。「私見によれば、他者から自己の欲しない刺戟によって心の静穏を害されない利益は、人格的利益として現代社会において重要なものであり、これを包括的な人権としての幸福追求権（憲法二三条）に含まれると解することもできないものではないけれども、これを精神的自由権の一つとして憲法上優越的地位を有するものとすることは適当ではないと考える。それは、社会に存在する他の利益との調整が図られなければならない、個人の人格にかかわる被侵害利益としての重要性を勘案しつつも、侵害行為の態様との相関関係において違法な侵害であるかどうかを判断しなければならず、プライバシーの利益の側からみるとときには、対立する利益（そこには経済的自由権も当然含まれる。）との較量にたつて、その侵害を受忍しなければならないこともありうるからである。この相関関係を判断するためには、侵害行為の具体的な態様について検討を行うことが必要となる」としている。さらに伊藤裁判官は、心の静穏の利益は公共空間においてはさらに弱い権利となり、市営地下鉄の列車内における商業宣伝放送（経済的自由権）よりも劣るとするのである。このように心の静穏の利益は極めて弱い権利であるということになる。「第一次提言（案）」は「道路周辺映像サービスは、地図情報の価値を大幅に高め得るものであり、現に有効利用されているほか、今後も様々な活動と連携していくことが予想され、高い将来性・可能性を秘めている⁽⁷⁶⁾」としており、心の静穏の利益と道路周辺映像サービスの有効利用が比較衡量された場合、心の静穏の利益が保護されるとは限らないとされる可能性もあり得よう。それゆえ、このように弱い権利である平穏のプライバシーを保護の根拠とすることは疑問である。

(3) 情報化社会のプライバシー権

芦部信喜は、コントロールとは、自己に関する情報を「いつ、どのように、どの程度まで、他者に伝達するかを自

ら決定する」ことであり、個人情報の収集、管理・利用、開示・提供のすべてにつき、本人の意思に反してはならないことが原則とされる。自己情報コントロール権としてのプライバシー権は、本来の自由権としての性格のほかに、積極的な請求権としての性格をも有する点で、いわゆる自己情報コントロール権よりも強力な権利であるとしている⁽⁷⁷⁾。この見解は、プライバシー権を積極的な請求権としての性格をも有する点で、いわゆる自己情報コントロール権よりも強力な権利として捉えている。

さらに芦部は、「自己情報コントロール権」としてのプライバシー権は「個人の人格的生存にかかわる重要な私的事項（たとえば容ぼう、前科などの自己に関する情報）は各自が自律的に決定できる自由⁽⁷⁸⁾」である。個人情報とは「実際には相互に関連するものが多く、すべての情報に一定のセンシティブ性が認められる」から、ここにいる私的事項には情報コントロール権説の説く固有情報と外延情報が区別されることなく共に含まれる。その上で、「①だれが考えてもプライバシーであると思われる情報、②一般的にプライバシーと考えられる情報、③プライバシーに該当するか否か判然としない情報、④法令の規定によって何人でも閲覧できる情報等」に分類することができる⁽⁷⁹⁾。「一般原則に欠けるセンシティブ性のみを根拠にあらかじめ二分せず、個人情報すべてを保護の対象となるものと考え、その収集、保護、利用ないし開示についてプライバシー権の侵害の有無が争われた場合」、①については「やむにやまれぬ基準」、②については「厳格な合理性」基準を用いて判断するのが妥当だとしている⁽⁸⁰⁾。この見解は、特に③の場合にも侵害に對する予防効果が優れているということができるであろう。

具体的に考察してみると、道路周辺情報サービスで提供される住居画像が、プライバシーの侵害と言えるためには、プライバシーに係る個人情報を含んでいなければならない。画像に写り込んでいる情報からその住居に関わる個人が

特定できるのであればプライバシーに係る個人情報を含んでいるということになる。この点に関し、モリッツは、ストリートビューと他の情報とを照合してそこに住む者の生活を探りだすことができ、知りえたその人の生活状況について得られる情報はドイツ連邦保護法三条一項の意味での個人に関わる情報であるとしている⁽⁸¹⁾。また、わが国では、道路周辺映像は地方自治体の固定資産税の管理に利用されているといわれる。そうであれば、その映像（画像）は、個人の資産を表している映像（画像）であるからプライバシーに係る個人情報が含まれていると解することも可能である。

また、プライバシーの保護の為に、情報の収集、収集後の安全、目的外の使用等に対する情報提供者の選択決定権を保護の対象に含まなければ不十分である。何故ならば、原則として個人情報の処分権は権利主体にあるからである。侵害の危険性に対する権利の主張が自明のことではないとすることもいえようが、憲法上の権利とみなされる多々が、「将来生じうる核心的憲法価値の侵害を未然に防ぐために設定された政策的で戦略的なルール」⁽⁸²⁾であるならば、それ自体としては小さな個人情報であっても、名寄せを可能にする検索条件となる情報の収集・提供によって起る人格権の侵害を未然に防ぐことは許されるといえるからである。例えば、ドライブレコーダー情報など日本では情報収集行為として問題とされていないが、ドイツ、オーストリアでは個人情報の収集行為とされるのである⁽⁸³⁾。それゆえ、住居画像が名寄せの為の情報を含んでいるのであれば、プライバシーに係る個人情報を含んでいると解すべきである。一旦漏えいされた情報をネットワーク社会から消し去ることが不可能であることを考えれば明らかであろう。また、EU「データ保護指令」は、情報に関する自己決定についてオプトインを規定する。このオプトイン方式も侵害危険性からの事前保護であるといえるのである。

例えば、ドイツ連邦憲法裁判所は、警察の自動記録装置による自動車登録番号の撮影に関して、それ自体としては、些細な意味しか有しない情報であつても、利用の目的、現在の処理および結合可能性により、該当者の私生活および行動の自由に基本法上重要な影響を及ぼすことがあり得る。電子情報処理技術の下においては、利用の脈絡と関係なく、全く重要でない個人情報、もはや存在しないとしている。⁽⁸⁴⁾ 情報化社会は、「千丈の堤も蟻の一穴から」という社会であり、些細と思われる情報から個人が特定されプロファイリングが可能なのである。以上のことから、道路周辺映像提供サービスの住居画像が、プライバシーに係る個人情報を含み提供されるならば、自由権としての性格と自己に関する情報の積極的なコントロール権を含んだ情報化社会のプライバシー権を侵害することになるのである。

3 公共空間からの私有空間の侵害（住居（建物）への侵害を中心として）

(i) 住居情報に関するわが国の判例

1. わが国では一般に、公共空間から撮影された住居の外観の写真が、当該個人のなどの個人を特定できる情報と共に公表される場合には当該個人の住居の外観の写真はプライバシーとして法的保護の対象になり得ると考えられている。

この件に関する判例としては、タレントの自宅等の情報の地図や建物の写真を掲載した書籍を出版・販売したという事案において、正当な理由なく「自宅又は実家の所在地を公表する」ことは、「プライバシーの利益を侵害する違法行為との評価を免れない」とする東京地裁平成一〇年一月三〇日判決がある。⁽⁸⁵⁾ この判決によれば、「一般に、他人に知られたくない私的事項をみだりに公表されない利益（以下「プライバシーの利益」という。）は、個人の人格的生

存に不可欠な人格的利益として法的保護に値するといふべきものであり」、「公表されたある事項が法的保護の対象となる「他人に知られたくない私的事項」と認められるためには、その事項がいわゆる「宴の後」判決の成立要件を充足する必要がある」。「私生活上の本拠地たる自宅等の住居は」、「極めて私事性が高い空間であり」、「その所在地に関する情報は私生活上の事柄に該当する」（成立要件①）。「自宅等の住居の所在地に関する情報は、今日社会において、通常の一般人であれば自分がそれを知らせた相手又は知らせてもよいと思う相手以外の不特定多数の第三者に知られることを望むものではないことは明らかであり、自宅等の住居の所在地が見ず知らずの人に知られることになれば、あるいは自らの私生活の平穏が害されるのではないかとの不安を抱き一般に何らかの心理的な負担を覚える事柄である。したがって、自宅等の住居の所在地に関する情報は、一般人の感性を基準にして、公開を欲しないであろうと認められる事柄といえる」（成立要件②）。「更に、個人の自宅等の住居の所在地に関する情報は」、当該個人の周囲の人々の間等に周知されていたとしても、「一般の人々に広く知られている事柄ではない。したがって、自宅等の住居の所在地に関する情報」は成立要件③を満たす。よって、「一般に、個人の自宅等の住居の所在地に関する情報をみだりに公表されない利益は、プライバシーの利益として法的に保護されるべき利益」であると判示している。

この事件は、自宅（建物）の写真が特定の個人と結びつけられた他の情報と共に開示されているのであり、いわば特定の人物の集約された情報が開示されている場合である。それゆえ、単純な自宅（建物）の写真の公開がプライバシーの侵害となるかどうかについては明らかではない。しかし、本判決の解釈として、他の情報と容易に照合することができそれにより特定の個人を識別することができる自宅（建物）の写真であれば、公開を欲しないであろうと認められる事柄であり、プライバシーとして保護されると解することができると思われる。

2. 直接的な事案としては、グーグルストリートビューにより住居と洗濯物の画像が公開された行為を不法行為として損害賠償を求めた事案がある。⁽⁸⁶⁾ この事案の裁判所の判断に関して、原告代理人武藤糾明弁護士は、本判決は、写真ないし画像の撮影行為について、「被撮影者の承諾なく容ぼう・姿態が撮影される場合には肖像権侵害として類型的にとらえられるが、さらに、容ぼう・姿態以外の私的事項についても、その撮影行為により私生活上の平穏の利益が侵され、違法と評価されるものであれば、プライバシー侵害として不法行為を構成し、法的な救済の対象とされると解される」とし、本件については、「一般人を基準とした場合には、この画像を撮影されたことにより私生活の平穏が侵害されたとは認められない」と判示したものと説明する。また、公表行為については、「本件画像においてはベランダに掛けられたものが何であるのか判然としないのであり、本件画像に不当に注意を向けさせるような方法で公表されたものではなく、公表された本件画像からは、控訴人のプライバシーとしての権利または法的に保護すべき利益の侵害があったとは認められない。」として不法行為の成立を否定したと説明する。これらにより、原告代理人が、「宴のあと事件」のプライバシー権の定義「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」について、「公開以前の収集段階で検討すべきことを正面から認めた」ものであると説明するように、本判決が、情報収集段階でのプライバシー権の侵害の可能性を明らかにしたことの意義は大きいのである。本判決によれば、公共空間から撮影された住居の情報は、その撮影行為によりプライバシーが侵害される場合があるということであり、グーグルが主張する「アメリカの伝統的な理論」が認められる余地は全くないといえる。

原告代理人は、個人情報保護法違反については、「インターネット検索で住所検索とストリートビューの画像が関連づけられるとしても、それだけでは控訴人個人を識別することはできないので、個人情報に該当しないと解され

る」と判示したと説明している。この点に関しては後述5で検討することにする。

(ii) 情報収集の相当性と公表方法の相当性

「第一次提言（案）」は、道路周辺映像サービスの提供に関して、「インターネット上で公開されると情報の伝わる範囲はきわめて広いこと、侵害されるのは公人等の著名人ではなく一般市民のプライバシーであることを考慮すれば、その侵害により受ける被害は必ずしも小さくない⁽⁸⁷⁾」とした上で、前者の判例（東京地裁平成一〇年一月三〇日判決）に基づいて情報収集の相当性と公表方法の相当性について検討、評価をしている。但し、「第一次提言（案）」の検討・評価は、利用者（事業者）の視点に立脚し、画像のインターネットでの公開の為にプライバシーの侵害とならない基準を示す趣旨であると思われる。

「第一次提言（案）」は、本稿に関わる点の情報収集の相当性の判断について、①敷地や住居の撮影の態様によるプライバシーの侵害性については、（a）私有地へ無断侵入して撮影する場合、（b）撮影カメラの高さを挙げている。②公表方法によるプライバシーの侵害性については、（a）私物などが写り込んでいる場合、（b）表札、（c）車のナンバーを挙げている。

①―（b）については、歩行者等から敷地内が見えないようにするための塀がある場合、敢えてその塀を越えて敷地内を撮影する場合や、⁽⁸⁸⁾人が公道上からは見ることでできない部分を撮影するような場合も侵害に該当することになると思われる。

②―（a）については、「特定画像に不当に注意を向けさせるような方法で公表されたもの」や、そのような画像を集めたような場合は、プライバシーを侵害することになるであろう。

②―(b) 表札に関して、「第一次提言（案）」は、表札は、車のナンバーと異なり、形状・文字等一貫性がないので解読不能にすることが技術的に難しいとして、公表状態を認容する。これに対し、ドイツでは、各家屋は住居番号を表示しなければならないが、この住居番号も我が国の表札同様、形状・文字等一貫性がない。また、郵便受けや、集合住宅では呼び鈴に、各家ではまちまちに氏名が表示されている。これらの情報を含んだ画像の公開に関し、二〇〇八年十一月のディッユセルドルファー会同は、建築物・住居表示、住居番号が判読不能でなければならないと決定し、グーグルに決定の遵守を要求、グーグルはこれに従っている。表札がたとえ公開情報であつたとしても、一般的には、ストリートビューと他の情報により自身が照合されることを認めて表札を表示している訳ではない。神戸地裁は、職業別電話帳に住居情報を掲載したからと言って、インターネット掲示板に掲載されることを承諾している訳ではないことを認めているのである。⁽⁹⁰⁾ 作業の煩雑さは公開が許される相当性の理由とはならないというべきであり、氏名が個人情報である以上、完全に判読不能にする必要があると考える。

②―(c) 敷地内にある車のナンバーも、路上の車のものと同様、判読不能にしなければならないことは当然である。車のナンバーから簡単に個人を特定できないが、その車から、その車に関係する個人の行動や人的関係（訪問先等）が特定される可能性があるからである。

その他、窓から室内の様子が写り込んでいる場合、敷地内の物品（例えば洗濯物、子供の遊具等）の写り込みの場合、「第一次提言（案）」は、東京地裁昭和三十九年九月二八日判決（「宴の後」事件）の要件に照らしてプライバシーとして⁽⁹¹⁾法的保護の対象となる可能性があるとするが、これらの情報は個人の生活が特定できるのであるから、家屋内や私物⁽⁹²⁾そのものを判読不能にすることが必要であると考えられる。

「第一次提言（案）」はこれらプライバシーに係る情報を含む画像からその情報の削除等がなされた場合には、修正された後の画像の公開は、プライバシーを侵害しないとする。

確かに公開される画像からはプライバシーを侵害する情報が抹消されたことになるが、収集もプライバシー権の侵害であるから、情報の収集の際に収集に関するプライバシー権者の同意がない限り、修正後の画像の公開はプライバシー権の侵害となるといわなければならない。これはプライバシー権に基づく帰結であり、公開された画像自体によるプライバシーの侵害の可能性とは別の問題である。

4 個人情報保護法と道路周辺映像サービス

個人情報保護法は、個人情報に対する侵害からの具体的保護を規定する。「第一次提言（案）」は、道路周辺映像サービスと個人情報保護法の関係についても検討している。⁽⁹³⁾しかし、住所情報による検索が可能な画像が公開されているにも関わらず、簡単に名寄せができないとすることを前提として検討しており、結論には疑問がある。

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者を「個人情報データベース等を事業の用に供している者で、三項各号（公的機関と個人の権利・利益を害するおそれが少ない者）に該当しない者」と定義し、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の取り扱いに関して様々な義務を課している。また、個人情報保護法が、二三条で第三者提供に関する制限について「個人データ」と規定するのに対し、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」一五条二項は、「個人情報」の第三者提供について本人の同意を得るか又はオプトアウトの要件を満たすことを規定して保護の範囲を広げている。

今日、道路周辺映像サービスを提供する「個人情報保護法にいう「個人情報取扱事業者」、ガイドラインにいう「電気通信事業者」に該当することに異論はない。

道路周辺映像サービス事業者（例えば、グーグル）は、ストリートビューで提供されている画像は、敷地や住居を除き画像内に存在する個人を識別できる情報を原則的に判読不能な状態に加工しているので、ガイドライン一五条に規定される「個人情報」に該当しないと主張する。⁹⁴ 主張が正しければ、道路周辺映像の提供は、個人情報保護法、ガイドラインに何ら抵触しないことになる。

「個人情報」とは、個人情報保護法二条一項に規定される「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」である。グーグルストリートビューでは、住所による検索が可能であり、検索結果として敷地や住居が表示されるようになっていたが、それだけでは、個人が識別されるとは言えない。しかし、グーグルストリートビューの画像を見ると、画像に関して、Google と ZENRIN に著作権がある旨の表示がなされており、グーグルマップ（含むストリートビュー）の地図データの作成は株式会社ゼンリンが行っている。⁹⁵ ゼンリンの有料地図サービスである「ゼンリン住宅地図」⁹⁶ では、「一軒一軒の建物名称、住居者名」までも検索できるようになっており、スマートフォンからも利用できる。さらに、「ゼンリン住宅地図配送パック」では、スマートフォンとGPS機能とを組み合わせ、表札情報を検索して地図に表示する「周辺表札検索機能」がある。⁹⁷ つまり、ストリートビューの場合は、住所検索で画像を特定できるのであるから、ゼンリンに著作権のあるストリートビューの画像と、ゼンリンの住宅地図・表札機能を使用すれば、簡単に個人の照合ができるのである。⁹⁸⁹⁹

それゆえ、ストリートビューで提供されている画像は、名寄せの検索条件となるプライバシーに係る情報を含んでいるといえることができる。このように、グーグルストリートビューには、他の情報と照合して容易に個人を特定するところが可能な情報（住所と住居）が含まれているのであり、「個人情報」といふべきである¹⁰⁰。よって、グーグルにはガイドラインの適用を俟つまでもなく個人情報保護法が適用されることになる。

さらに、ストリートビューによって提供されている情報は、住所により住居が表示されるのであるから、同法二条二項一号に規定する「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」ということができ、「個人情報データベース」に該当するであろう。個人情報データベースであれば、データベースを構成する個人情報は同法同条四項に規定する「個人データ」であるから、同法同条五項にいう「保有個人データ」となり、グーグルには、ストリートビューサービスに関して、「個人データ」に関する同法一九条から二三条、保有個人データに関する同法二四条から二七条が適用されることになる。

個人情報保護法一八条は、個人情報取得の際に利用目的をあらかじめ公表するか、本人に通知しなければならないと規定する。また、同法二三条一項は、個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとしている。さらに、同条二項は、本人の同意なく個人データを第三者提供する行為については、本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止する手続（オプト・アウト）を保障したうえで、(1)第三者提供すること、(2)第三者に提供される個人データの種類、(3)提供の手段または方法、(4)本人の求めに応じて第三者提供を停止すること、をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置く場合は、個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供できるとしている。しかし、グーグルのプライバシー

ポリシーを見る限り、ストリートビューに関する個人情報の取得に関する利用目的の公表、及び第三者提供に関しての同意に関する規定はない。画像データに関する削除依頼が可能であることが示されているが、これが利用目的の公表となるのではない。よって、グーグルは、道路周辺映像提供サービスに関して、個人情報保護法に違反していることになる。総務省は、グーグルの個人情報保護法違反に対して厳正に対処すべきである。⁽¹⁰²⁾⁽¹⁰³⁾

5 おわりに

1. 考察してきたように、プライバシー権を自己の情報に関する積極的な決定権を含むものと捉えれば、ストリートビューで公開されている個人情報（考察してきたように住居情報も含む）を含む画像は住所と結びつき名寄せが簡単に行えるのであるからプライバシーの侵害であることはもちろんである。さらに、グーグルは情報収集の際に、プライバシー権に基づく権利者の同意を得ていないのであるから、たとえ、公開画像の中の個人を名寄せする為の情報（例えば表札）が削除されていたとしても、情報収集の際のプライバシー権の侵害が解消されることにはならないのである。

具体的なプライバシーの保護の為には、現在、権利者の同意、承諾なくストリートビューで画像が公開されていることへの賠償が重要なのではなく、公開を差し止めることが重要である。この点に関し、「第一次提言（案）」は、「現時点では他の情報と容易に照合して」誰の住居であるか特定できないから、「道路周辺映像サービスにおいて公開されている」画像は、「例外的な場合を除き、原則として個人識別性がなく、「個人情報」には該当しない」とする。⁽¹⁰⁴⁾しかし、考察してきたように、提言がなされた時点とは状況が変化し、グーグルは公開画像の撮影と更新を繰り返す

ており、鮮明な画像が提供されるようになっていく。さらにグーグルはゼンリンと提携し、ストリートビューで提供する画像の処理をゼンリンが行い、両社が提供画像に著作権を有し、そのゼンリンが提供している他の情報と名寄せすれば誰の住居か特定が可能となっている。それにも関わらず、グーグルによるストリートビューに関する具体的な情報収集前の情報収集の目的、公表は行われておらず、特に第三者への情報の提供の場合には、提供の公表や承諾が必要であるにも関わらずそれがなされていないのである。この状況は、個人情報保護法一六条（利用目的による制限）、同法二三条（第三者提供の制限）に反することになる。それゆえ、個人情報保護法三四条一項以下の規定により、同法一六条、同法二三条に違反するものとして、主務大臣による違反行為の中止・是正の勧告、命令により、ストリートビューサービスを中止させることが可能であると考えられる。その後改めて、インターネットを利用できない、あるいは利用しない者のプライバシー権の保護の為に、ストリートビューサービスの内容と削除請求の方法についてマスキングを通して広く告示し、現時点では個人情報保護法に基づいたオプトアウトである削除請求の実現と機微情報を削除したうえでサービスを継続したいのであれば行えばよいのである。これによりある程度のプライバシーの保護は可能になると考えられる。

また、現在グーグルが行っている画像の削除またはぼかし処理は、情報収集に関する個人情報保護法に規定される要件を充足したうえでの処理ではない。現在の方法は、開き直った万引き犯と同じで、見つかったから商品を返せば文句ないだろうというのと同じであり、この処理をもってプライバシーの十分な保護がなされているから、中止・是正の勧告、命令は必要ないとすることはできないというべきである。

2. 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会の「第一次提言（案）」にいう利用者とは、

情報を収集・利用する事業主のことであり、ストリートビューの画像を利用する者の意味ではないし、「第一次提言（案）」は、地理的空間情報の活用を積極的に推進する総務省の研究会が作成したものである。それゆえ、プライバシーや個人情報情報を積極的に保護することを大前提とするものではない。「第一次提言（案）」によれば、現在展開されている各種の道路周辺映像サービスは、個人やビジネスの分野のほか、地方自治体においても幅広く活用されているとされているが、具体的な利用状況に関する説明はない。かろうじて、観光振興、固定資産税管理、震災復興状況の確認などの利用が確認できる程度である。個人の利用方法では、目的地の状況や観光地を閲覧する程度である。国土地理院の「地理空間情報活用推進基本計画」¹⁰⁵（平成二四年）にも具体的な活用法は記されていない。そもそも、グーグルストリートビューのような実写の画像を提供する道路周辺映像サービスが個人情報・プライバシー権を優越するほどの「社会的意義」があるのであろうか。観光地や商業地が道路周辺映像サービスを行うこと（スマートフォンをあるビルに向けてとそのビルの店舗の情報等が表示される地理空間情報の提供）は、情報に関する個人（ビルの所有者、店舗経営者）の処分権の範囲で自由である。それをあえて住宅街にまで勝手に拡大する必要はないであろう。

「第一次提言（案）」は、特定個人のプライバシー侵害が問題となる場合は限定的と考えられること、公道からの撮影という問題の少ない撮影態様であり、道路周辺映像サービス提供者において、①撮影態様に配慮する、②人の顔や車両のナンバーのプライバシー保護の措置をとる限り、侵害となるおそれのあるケースは大幅に限定され、「プライバシーとの関係で、サービスを一律に停止すべき重大な問題がある」とまでは言い難い¹⁰⁶とまで言う。この点はまさに、オーストリアやスイスの情報保護機関が公開の停止や、差し止め請求を行ったことと比べ、プライバシー権の侵害の重大性を十分に認識していないことを如実に示していると思われる。

個人情報の保護についてのEUの考え方は、事前の予防・個人の利益の保護である。それゆえ、住所、氏名、家屋番号を判読不可能にすることは、ストリートビューのサービス開始前に完了していなければならなかったのである。ドイツ連邦データ保護法4条dによれば、民間が情報収集を行う場合には、情報保護と公開に関する保護機関に情報収集活動について報告する義務がある。それゆえ、ストリートビュー公開前の段階で様々な問題点が指摘されたわけである。しかし、ストリートビューの提供開始に関しては、完全なオプトインが実行されたわけではなかった。収集された後のデータに基づいて、データの不開示請求がなされたからである。ドイツの不開示請求の方式が図らずもオプトアウト⁽¹⁰⁷⁾となってしまうたのではあるが、わが国もオプトアウト方式を採用するのであるから、ストリートビューサービス開始の際に同様の方法による削除請求が可能であつたはずである。それでも、情報の収集、利用目的の本人への同意が収集者のホームページ上でなされれば足り、オプトアウトで足りるとする制度では、個人情報を十分に保護することはできないのである。わが国で未承諾広告が社会問題化した際、まずオプトアウトによる規制を行ったが、それが有効な規制方法でないことが明らかとなり、オプトインという方式に変更することで侵害危険性を排除したはずである。「情報の自己決定権を保護するために、個人情報の収集、利用に関し「オプトイン」とするよう、個人情報⁽¹⁰⁸⁾要である」という、自己情報決定権を保護するために、情報の収集、利用に関し「オプトイン」とするよう、個人情報保護法を改正する必要があるのである。

また、レッシングも言うように、プライバシーの保護の背景となる政治経済を考えると、プライバシー、つまり脅かされた利益は個人であるから組織化されていない。プライバシーの保護の反対側にある価値観（セキュリティ、対テロ戦争）は説得力もあるしよく理解されている。商業の力はプライバシーの保護など後押しはしないのである。地理

空間情報を積極的に利用しようとする総務省の向いている方向からも明らかのように、プライバシーの保護の為に、EUの「データ保護指令」に規定されるようなプライバシー保護の為の侵害される側の利益代表としての監督機関が必要である。

- (1) 武藤糾明「ストリートビュー・サービスの法的な問題点について」『地理空間情報の活用とプライバシー保護』堀部政男 宇賀克也 編 地域科学研究会 二〇〇九年 三八頁 参照。
- (2) 東京地判平成四年七月二四日 判時一四五〇号九二頁（肖像権との関係）、東京地判平成一七年九月二七日 判時一九一七号一〇一頁（令状による差押目的物以外の物件の写真撮影） 参照。
- (3) 日本弁護士連合会「多数の人物・家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システムに関する意見書」二〇一〇年一月二二日 九頁。 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2010/100122_4.html
- (4) 「第一次提言（案）」利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会編 総務省 平成二二年八月三頁以下。（以下、「第一次提言（案）」と表記する）
- (5) 「ストリートビューで下調べ」窃盗繰り返した容疑の男」朝日新聞 デジタル版 二〇一四年二月五日。 <http://digital.asahi.com/articles/ASGD53RINGD5PTIL00D.html>
- (6) 第四一回東京都情報公開・個人情報保護審議会議事録 萩原参事（都政情報担当）の発言 参照。
- (7) 高田寛「Google ストリートビューの社会的影響と法的問題について」『産業能率大学紀要』 第三二〇巻 七二頁。
- (8) AARON C. BORING; CHRISTINE BORING v. GOOGLE INC. D.C. No. 08-cv-00694., https://www.wsgr.com/attorneys/BIOS/PDFs/boring_v_google.pdf#search='AARON+C.+BORING%3B+CHRISTINE+BORING+v.+GOOGLE+INC.'
- (9) 高田 前掲注(7) 七五頁以下 参照。
- (10) 'DIRECTIVE 95/46/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 24 October 1995 on the

protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data', <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31995L0046&from=de> 以下「データ保護指令」と表記する。

(11) なお、二〇〇二年七月二二日に、「電子分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する二〇〇二年七月二二日の欧州会議及び理事会指令 (DIRECTIVE 2002/58/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications))」が採択された。この指令は、電子通信分野における個人データ処理ならびにデータ及び電子通信サービスの欧州域内における自由移動に関し、基本的権利及び自由の保護、特にプライバシーの保護と通信の秘密の保護の為に、構成国の国内規定の調和を図ることを目的とし(同指令一条一項)、この目的の範囲で「データ保護指令」を補完するものであるが(同指令一条二項)、プライバシー等の保護に関しては「データ保護指令」に依るので、本稿では、具体的には取り上げないとする。なお、「DIRECTIVE 2002/58/EC」本文は、以下参照。<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32002L0058&from=DE>

(12) EC条約一八九条、欧州連合運営条約二八八条 参照。

(13) Vgl.: Hans-Werner Moritz, „Datenschutzrechtliche Grenzen des im Internet angeboten Dienstes „Street View“ in der Schweiz“, JurisPR-ITR 17/2012 Anm.; Heinz Wittmann, „Google Street View – Herausforderung für den Daten- und Persönlichkeitsschutz Aktuelle rechtliche Entwicklungen in der Schweiz und Österreich“, MR-Int 2011, 47-48, MEDIEN und RECHT Verlags GmbH, Wien/Austria.

(14) Der Eidgenössische Datenschutz- und Öffentlichkeitsbeauftragte.

(15) Vgl.: 1C_230/2011 Urteil des Bundesgerichts vom 31. Mai 2012., http://relevancy.bger.ch/php/aza/http/index.php?lang=de&zoom=&type=show_document&highlight_docid=aza://31-05-2012-1C_230-2011

(16) Vgl.: Moritz, a.a.O., S.3.

(17) Vgl.: Wittmann, a.a.O., S.48.

- (18) Datenschutzkommission.
- (19) Vgl.: „Neue Entwicklungen betreffend Google Street View“, <https://www.dsb.gv.at/site/6733/default.aspx>
- (20) Vgl.: http://www.t-online.de/computer/internet/id_70106808/google-maps-ohne-strassenfotos-street-view-kapituliert-vor-oesterreich.html
- (21) ドイツ連邦データ保護法四条dにより、データの自動処理を行う民間企業は、開始前に監督官に届け出る義務がある。
Vgl.: BDSG §4d.
- (22) Vgl.: „Zusagen von Google zum Internetdienst Google Street View“, <https://www.datenschutz-hamburg.de/>
- (23) Vgl.: „Merkel befürwortet Einspruchsmöglichkeit“, <http://www.faz.net/>
- (24) この点については、異論あり。Vgl.: „Gegen die Wand der Privatheit“, Frankfurter Allgemeine, 2010/08/11.
- (25) Vgl.: „Widerspruchszahlen zu Google Street View veröffentlicht: Akzeptanz für Opt-Out-Verfahren in den Ballungszentren“, 21.10.2010, <https://www.datenschutz-hamburg.de/>
- (26) Vgl.: „Keine weiteren Veröffentlichungen von Bildern in Google Street View“, 11.4.2011, <https://www.datenschutz-hamburg.de/>
- (27) Vgl.: a.a.O., „Keine weiteren Veröffentlichungen von Bildern in Google Street View“.
- (28) 松井修視 「ドイツにおける表現の自由とプライバシー 連邦データ保護法とメディアの自由を手がかりに」 田島泰彦 他編『表現の自由とプライバシー——憲法・民法・訴訟実務の総合的研究』 日本評論社 2007年 参照。
- (29) Vgl.: Dietrich Murswiek, „Grundgesetz“, Hrsg. Michael Sachs, 3.Aufl., 2003, C.H.Beck, Art.2, Rdn. 59, S.131ff.
- (30) Vgl.: BVerfGE 54, 148-158.
- (31) Vgl.: Murswiek, a.a.O., Art.2, Rdn. 60, S. 132.
- (32) Vgl.: BVerfGE 65, 1 (41ff.).
- (33) Vgl.: BVerfGE 65, 1 (41f.).

- (34) Vgl.: Murswiek, a.a.O., Rdn. 73, S. 135.
- (35) Vgl.: Murswiek, a.a.O., Rdn. 73, S. 135.
- (36) 山下義昭 「ドイツにおける民間部門の個人情報保護について」『法と情報』 信山社 一九九七年 三九五頁、加藤隆之「諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会・報告書 iii ドイツ」消費者庁「諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会報告書」平成二三年 五四頁。
- (37) Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, “THE RIGHT TO PRIVACY”, 4 Harv. L. Rev., 193 (1890).
- (38) 新保史生 『プライバシーの権利の生成と展開』 弘文堂 二〇〇五年 一七頁。
- (39) William L. Prosser, “Privacy”, 48 Calif. L. Rev., 383, 389 (1960).
- (40) 新保 前掲注(38) 四一頁以下。
- (41) 新保 前掲注(38) 六五頁以下。
- (42) Olmstead v. United States, 277 U. S. 438 43 S. Ct. 394 (1928).
- (43) Goldman v. United States, 316 U. S. 129 62 S. Ct. 993 (1942).
- (44) Katz v. United States, 389 U. S. 347, 88 S. Ct. 507 (1967).
- (45) Katz, Id., at 351.
- (46) 新保 前掲注(38) 一二三頁以下 参照。
- (47) 山本龍彦 「プライバシーの権利」『日本国憲法研究』ジュリスト一四一二号 八〇頁以下。
- (48) Charles Fried, “Privacy”, 77 Yale. L. J., 475 (1968). 但し、フリードは盗聴器等に関する科学技術の発展に着目している
のゆえ (475-476)°
- (49) Fried, Id. at. 482.
- (50) Fried, Id. at. 483.
- (51) 山本 前掲注(47) 八〇頁以下。

- (52) 山本 前掲注(47) 八二頁以下。
- (53) 山本 前掲注(47) 八五頁。
- (54) 山本 前掲注(47) 八八頁。
- (55) Lawrence Lessig, 'CODE VERSION 2.0', 山形浩生 訳 翔泳社 二〇〇七年 第一章 (3) 'International News Service v. Associated Press, 248 U.S. 215, 250 (1918) (Brandeis 異見)'。注三七頁 参照。
- (56) Lessig 前掲注(55) 一九〇頁。
- (57) Lessig 前掲注(55) 一九四頁。
- (58) Lessig 前掲注(55) 三二一頁。
- (59) 佐藤幸治 『憲法〔第三版〕』 青林書院 一九九五年 四五三頁以下。
- (60) 佐藤 前掲注(59) 四五四頁以下。
- (61) 最判昭和四四年二月二四日 刑集二三卷一二号一六二五頁。
- (62) 佐藤 前掲注(59) 四五五頁。
- (63) 佐藤 前掲注(59) 四五五頁。
- (64) 佐藤幸治 『日本国憲法論』 法学叢書7 成文堂 二〇一一年 一八四頁。
- (65) 佐藤幸治は、法の内容については保護に十分なものと認めていない。佐藤 前掲注(64) 一八五頁 参照。
- (66) 佐藤 前掲注(64) 一八二頁。
- (67) 最判平七年二月一五日 刑集四九卷一〇号八二四頁、佐藤 前掲注(64) 一八三頁 参照。
- (68) バイオメトリクス認証には、顔、耳、光彩、網膜、声、指紋、汗腺、掌、掌の静脈、筆圧、歩き方等の情報を利用するものが考案されている。
- (69) 芦部信喜 『憲法学Ⅱ人権総論』 有斐閣 一九九四年 三八五頁 参照。
- (70) Lessig 前掲注(55) 三〇頁。

- (71) Lessig 前掲注(55) 三二頁。
- (72) Lessig 前掲注(55) 三二頁～三三〇頁。
- (73) 最大判昭和六三年六月一日(自衛官合祀事件) 判タ六六九号六六頁、判時一二七七号三四頁。
- (74) 最判昭和六三年二月二〇日 判タ六八七号七四頁、判時一三〇二号九四頁
- (75) 高田 前掲注(7) 七七頁以下。
- (76) 「第一次提言(案)」前掲(4) 一二二頁。
- (77) 芦部 前掲注(69) 三七八頁以下。
- (78) 芦部信喜 『憲法』六版 高橋和之 補訂 岩波書店 二〇一五年 一二三頁以下。
- (79) 芦部 前掲注(69) 三八六頁。
- (80) 芦部 前掲注(69) 三八六頁。
- (81) Vgl.: Moritz, a.a.O., S.3.
- (82) 山本 前掲注(47) 九〇頁。
- (83) ドイツ、オーストリアでは、個人が自動車にいわゆるドライブレコーダーを設置し撮影するとデータ保護法違反である。
ドイツの判例: AG München 345 C 5551/14, VG Ansbach AN4K 13.01634, オーストリアデータ保護庁HP “In Österreich ist der Betrieb von Dashcams durch Private grundsätzlich nicht zulässig.” <http://www.dsb.gv.at/site/8105/default.aspx>
- (84) Vgl.: BVerfGE 120, 378-433.
- (85) いわゆる「ジャニーズおっかけマップ・スペシャル」事件 判時一六八六号六八頁。同旨のものとして、神戸地尼崎決平成九年二月一二日 いわゆる「タカラヅカおっかけマップ」事件 判時一六〇四号一二七頁、東京地判平成九年六月二三日 いわゆる「ジャニーズゴールドマップ」事件 判時一六一八号九七頁、東京地判平成一六年七月一四日「ブブカススペシャル7」事件 判時一八七九号七一頁がある。
- (86) 福岡高判平成二四年七月一三日(刊行物未搭載)、原告代理人武藤糾明弁護士 のHP (<http://d.hatena.ne.jp/>

t-muto/20120713）参照。最判平成二六年三月六日棄却。なお、原原審については（福岡地判平成二三年三月一六日）、最高裁判所判例情報（http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search4）参照。

(87) 「第一次提言（案）」前掲注（4）一六頁。

(88) 肖像権に関しては、「夕刻、相当程度の高さのある塀の外側から撮影者が背伸びをした姿勢で」、「原告から気付かれないままに撮影を敢行し」た撮影行為は、「原告の人格的利益を侵害する行為とみざるを得ない」とするものがある。東京地判平成一年六月二三日 判時一二一九号一二二頁。

(89) Vgl.: §126 Abs. 3 Baugesetzbuch. „Der Eigentümer hat sein Grundstück mit der von der Gemeinde festgesetzten Nummer zu versehen.“

(90) 神戸地判平成一一年六月二三日は、職業別電話帳に掲載された、ある医師の氏名、職業、開設する診療所の住所及び電話番号をパソコン通信ネットワーク上の掲示板に無断掲載した事案において、「それが右電話帳に掲載されていることを考慮しても、それをネット上の掲示板において公開されることまでは、一般的にも欲したりしないであろうと考えられる」と判示している。

(91) 「第一次提言（案）」前掲注（4）一五頁 参照。

(92) Vgl.: Hans-Werner Moritz, a.a.O., S.3.

(93) 「第一次提言（案）」前掲注（4）九頁以下 参照。

(94) 堀部正男「インターネット地図情報サービスの法的課題と対応（東京都・総務省の検討内容）」『地理空間情報の活用とプライバシー保護』堀部政男 宇賀勝也 編 地域科学研究会 二〇〇九年 五三頁以下 参照。

(95) Google ㄥ ZENRIN の著作権表示があるということは、個人情報保護法二三条四項三号の共同利用に該当する可能性があり、共同利用に関して、本人に通知又は知りうる状態にしなければならないのであり、この点でも違反があることになる。

(96) ゼンリンHP「事業紹介」には、住宅地図の解説に「一軒一軒、一戸一戸の建物名称、居住者名や番地を大縮尺の地図に詳しく表示」とある。 <http://www.zenrin.co.jp/company/business/index.html>

- (97) ゼンリンパンフレット「ZENT TOWN mobile」Pdf版 参照。 <http://www.zenrin.co.jp/product/pdf/catalogue/znettowmobile.pdf>
- (98) 照合に関して、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説（平成二五年九月九日改定）」は、容易でない場合として「具体的には、他の電気通信事業者への照会を要する場合のほか、内部でも取扱部門が異なる等の事情により照会が困難な場合がこれに当たる」と解説する。四頁。
- (99) 「第一次提言（案）」（前掲注（4））では、「現在のところ、他の事業者に照会することなく、何らかのデータベース、住所録又は住宅地図を整備して住所から居住者を照合できるようにしている道路周辺映像サービス提供者は確認されていない」としている。一一頁注九 参照。
- (100) 「第一次提言（案）」（前掲注（4））は、「現時点では他の情報と照合して容易に特定可能ともいえないことから」、「個人情報」には該当しない」としている。一〇頁以下 参照。
- (101) <https://www.google.co.jp/intl/ja/maps/about/behind-the-scenes/streetview/privacy/> 参照。
- (102) 消費者庁HP上の説明によれば、ガイドラインの「規定の不遵守によって個人情報保護法で定める罰則が課されるものではない」。「なお、個人情報保護法の違反があった場合には、当該事業者に直ちに罰則が課せられるものではなく」、「法上の措置を経て、初めて罰則が適用される」。「（命令及び罰則については、現在のところ実績なし）」とある。現在EU保護指令の改正が行われており、保護違反に対し、違反企業の年間世界売り上げの最大五％の罰金を科するという案が審議されている。
<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/gaidorainkentou.html>
- (103) なお、ドイツ連邦データ保護法に従った場合にも同様に違反となる。この点に関して、Moritz, a.a.O., S.3. 参照。
- (104) 「第一次提言（案）」前掲注（4） 一〇頁 参照。
- (105) 「地理空間情報活用推進基本計画」平成二四年三月 国土地理院 三頁参照。 <http://www.gsi.go.jp/>
- (106) 「第一次提言（案）」前掲注（4） 二〇頁。
- (107) Vgl.: a.a.O., „Widerspruchszahlen zu Google Street View veröffentlicht: Akzeptanz für Opt-Out-Verfahren in den

Ballungszentren“.

(⁸⁸) Vgl.: a.a.O., „Keine weiteren Veröffentlichungen von Bildern in Google Street View“.